## 総合特別区域法案(閣法第二七号)(衆議院送付)要旨

本 法 律 案 は、 産 業 構 造 及 び 玉 際 的 な 競 争 · 条 件 の 変 化 急 速 な 少子高 龄 化 の 進 展 等 の 経 済 社 会情 勢 の 変 化 に

対 応 し て、 産 業 の 玉 際 競 争 力 の 強 化 及 び 地 域 の 活 性 化 に 関 す る 施 策 を 総 合 的 か つ 集 中 的 に 推 進 す ることに ょ

ij 我 が 玉 の 経 済 社 会 の 活 力 の 向 上 及 び 持 続 的 発 展 を 义 る た め、 そ の 基 本 理 念、 政 府 に ょ る 総 合 特 別 X

本 方 針 の 策 定 等 に つ l١ て 定 め ようとする も の で あ , (I そ の 主 な 内 容 は 次 の ۲ お IJ

で

あ

る。

域

某

## 一、総合特別区域基本方針

政 府 は 総 合 特 別 X 域 に お け る 産 業 の 玉 際 競 争 力 の 強 化 及 び 地 域 の 活 性 化 に 関 す る 施 策 の 総 合 的 か っ 集

l, 中 的 内 な 閣 推 総 進 理 を 大 义 臣 る は、 た め 全 ഗ 玉 基 務 本 大 的 臣 な で 方 構 針 成  $\overline{\phantom{a}}$ ŕ 以 下 内 閣 総合 総 理 特 大臣 別  $\overline{X}$ を 域 本 基 部長とする総合特別区 本方 針 とい う。 を 定 域 推 め な 進 本 け 部 れ ば が 作 な 5 成 な

た 総 合 特 別 区 域 基 本方 針 の 案 に つ しし て 閣 議 の 決 定 を 求 め な け れ ば な らな l,

## 玉 際 戦 略 総 合 特 . 別 区 域 に お け る **特** 別 の 措 置

1 内 閣 総 理 大臣 ば 地 方 公共団 体が行う申請 に基づ き、 当 該地方公共団 体 の区域 内 の 区域であって、 総

合 特 別 X 域 基 本方針 等に 適合するも のについ て、 国 際 戦 略 総 合特 別区域として指定することができる。

2 て、 内 閣 当 総 理 該 指 大 臣 定 は に 係 る 指 定 玉 を行 際 戦 う 場 略 総 合に 合 特 Ŕ 別  $\overline{X}$ 総合 域 に お 特 別 け る X 産 域 業 基 本 の 方針 玉 際 競 に 争 即 ŕ 力 の 強 か つ、 化 に 関 指 する方針 定 申 請 の 内 以 容 を 下 勘 玉 案

際 競 争 力 強 化 方 針 لح ١J . う。 ) を 定 め る も の とする。

3 指 定 申 請 を U ようとする 地 方 公 共 4 体  $\overline{\phantom{a}}$ 6 の 協 議 会 を 組 織 す る も の に 限 る。 ) 又 は 指 定 を 受 け た 地 方

公 共 4 体  $\overline{\phantom{a}}$ 以 下二に お L١ て \_ 指 定 地 方 公 共 4 体 とい う。 ) は 内 閣 総 理 大 臣 に 対 L て、 新 た な 規 制 **ത** 

特 例 措 置 等 の 整 備 等 に 関 す Š 提 案 を す ることができる。

4 内 閣 総 理 大 臣 等 は 玉 際 戦 略 総 合 特 別 X 域ごとに 当 該 玉 際 戦 略 総 合特 別 X 域 に お しし て 指 定 地 方 公 共

4 体 が 実 施 し 又は そ の 実 施 を 促 進 U ようとする事 業等 に 関 L 必 要 な 協 議 を 行 う た め の 協 議 会 を 組 織 す

ことができる。

5 指 定 地 方公共 团 体 は 総合 特別区域 基 本方針 及び当該指 定に係 る 玉 際戦 略 総合特 別区 域 に 係 る 玉 際 競

争 力 強 化 方 針 に 即 U て、 当 該 玉 . 際 戦 略 総 合特 別 区 域 に お け る 産 業 の 国 際 競 争 力 の 強 化 を 义 る た め の 計

以下「 国 際 戦略総合特別区域 計 画 という。) を作成 ŕ 内 閣 総 理 大 臣 の 認定 を申 請 す る も のとする。

地 方 公共団 一体は、 玉 |際戦略 総合特別 X 域 の指 定 の 申 請 等 の 必要 な事項に ついて協 議 するため、 玉 際戦

略総合特別区域協議会を組織することができる。

6

7

内

閣

総

理

大

臣

の

認

定

を受け

た

国

際戦

略

総

合特

別

 $\overline{X}$ 

域

計

画

に

係る

玉

際

戦

路総合特別

X

域

内に

お

いては、

規 制 の 特 例 措 置 を 適 用 するとともに、 課 税 の 特 例 の 適 用 等 が あ る も の とする。

Ξ 地 域 活 性 化 総 合 特 別 X 域 に お け る 特 別 の 措 置

1 内 閣 総 理 大 臣 は、 地 方 公共 寸 体 が 行 う申 請 に 基づき、 当該 地 方 公共団 体 の X 域 内 の X 域であって、

合 特 別 X 域 基 本 方 針 等 に 適 合す る も の に つ l١ て、 地 域 活 性 化 総合特 別区 域 ۲ U て 指 定することができる。

2 内 閣 総 理 大 臣 は、 指定 を行う場合に は 総 合 特 別 X 域 基 本 方 針 に 即 ŕ か つ、 指 定 申 請 の 内 . 容 を 勘 案

て、 当該 指 定に 係 る 地 域 活 性化総合特別 X 域 に おけ る地 域 の活 性化 に関する方針  $\overline{\phantom{a}}$ 以 下 地 域 活 性 化

方針」という。)を定めるものとする。

3 指 定 申請 をしようとする地 方公共団 体 6 の 協 議会 を組織するものに限る。) 又 は 指定を 受 け た 地 方

公 共 団 体 以下三に お ١J てっ 指 定地 方公共団体」 という。) は 内閣総理大臣に対して、 新た な規 制 の

特例措置等の整備等に関する提案をすることができる。

総

4 内 閣 総理大臣等は、 地域活 性化総合特別区域ごとに、 当 該地域活性化総合特別区 域 に おい て 指定地方

公共団 体 が 実 施 し又は その実 施 を促進しようとする事業等に 関 U 必 要 な協 議 を行うため の 協 議 会を 組 織

することができる。

5 指定地 方 公共団 はなは、 総合特別 区域基本方針及び当該指定に 係 る地域 活 性化総合特別 区 域 に 係 る 地 域

活 性 化 方 針 に 即 U て、 当該 地 域 活 性化 総合特別 X 域 にお け る地 域 の 活 性 化 を 义 る ため の 計 画 以 下了 地

特 域 画 ١J . う。 ) 作 成 ŕ 理 るも

域 活 性 化 総 合 別 X 計 ح を 内 閣 総 大 臣 の 認 定 を 申 請 す のとする。

活 性 化 総 合 特 別 X 域 協 議 会を 組 織 することができる。 6

地

方

公共

4

体

ば、

地

域

活性

化

総

合特

別

X

域

の

指

定

の

申

請

等

の

必

要

な

事

項

に

つい

て

協

議

する

た

め、

地

域

7 内 閣 総 理 大 臣 の 認 定 を受け た 地 域 活 性化総合特別 区域 計 画に 係 る地域活 性化総合特別区域内において

は 規 制 の 特 例 措 置 を 適 用するとともに、 課 税 の 特 例 の 適 用 等 が あ るものとする。

四 施 行 期 日

こ の 法律は、 公布の日から起算して二月を超えない 範囲内におい て政令で定める日から施行する。